

## 実施職種・受検手数料・実施日

- 平成29年度後期試験から実技試験受検手数料の減免措置が拡充されました。  
(学科試験受検手数料は変更ありません。)  
なお、減免措置対象者は、日本国籍を有し、または、出入国管理及び難民認定法別表第二に規定する永住者に限ります。
- 受検手数料は、全職種・全作業とも下表のとおりとなります。(免除または受検しない試験についての手数料は不要です。)

特 級		受検手数料		
		実技試験	学科試験	計
1 級		17,900 円	3,100 円	21,000 円
単 一 等 級		17,900 円	3,100 円	21,000 円
2 級	平成30年4月1日時点において35歳以上の者	17,900 円	3,100 円	21,000 円
	平成30年4月1日時点において35歳に達していない者	8,900 円	3,100 円	12,000 円
3 級	平成30年4月1日時点において35歳以上の者	17,900 円	3,100 円	21,000 円
	平成30年4月1日時点において35歳に達していない者	8,900 円	3,100 円	12,000 円
	職業高校等在学生で、平成30年4月1日時点において35歳に達していない者	2,900 円	3,100 円	6,000 円

- 学科試験日の欄に記載されている日時は、**全国統一の実施日程**です。
- 実技試験日の欄に○印のみで指定日の記入がない職種（作業）については、平成30年6月5日（火）から平成30年9月9日（日）のうち当協会が指定する日に実施します。  
日付の入っているものは全国統一の実施日程です。
- 計画立案等作業試験欄の①は、1級のみが対象です。

### 1. 2級（実技試験概要については、P10～P16 をご覧ください。）

職種名	作業名	学科試験	実技試験		
			製作等作業試験 (旧作業試験)	判断等試験 (旧要素試験)	計画立案等作業試験 (旧ペーパーテスト)
園芸装飾	室内園芸装飾作業	H30.9.2 10:00 開始	○		
造園	造園工事作業	H30.8.19 10:00 開始	○	○	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	H30.9.2 10:00 開始	○		
機械加工	普通旋盤作業	H30.8.26 10:00 開始	○		
機械加工	数値制御旋盤作業	H30.8.26 10:00 開始	○		H30.8.26 13:15 開始
機械加工	フライス盤作業	H30.8.26 10:00 開始	○		
機械加工	数値制御フライス盤作業	H30.8.26 10:00 開始	○		H30.8.26 13:15 開始
機械加工	平面研削盤作業	H30.8.26 10:00 開始	○		
機械加工	円筒研削盤作業	H30.8.26 10:00 開始	○		
機械加工	マシニングセンタ作業	H30.8.26 10:00 開始		○	H30.8.26 13:15 開始
放電加工	数値制御形彫り放電加工作業	H30.9.2 10:00 開始	○		① H30.9.2 13:15 開始
放電加工	ワイヤ放電加工作業	H30.9.2 10:00 開始	○		① H30.9.2 13:15 開始
金属プレス	金属プレス作業	H30.8.19 10:00 開始	○		H30.8.19 13:15 開始
鉄工	製缶作業	H30.8.26 10:00 開始	○		
鉄工	構造物鉄工作業	H30.8.26 10:00 開始	○		
建築板金	内外装板金作業	H30.9.2 13:15 開始	○		
建築板金	ダクト板金作業	H30.9.2 13:15 開始	○		
工場板金	曲げ板金作業	H30.9.2 13:15 開始	○		
工場板金	打出し板金作業	H30.9.2 13:15 開始	○		
めっき	溶融亜鉛めっき作業	H30.8.26 10:00 開始		H30.9.2	
仕上げ	治工具仕上げ作業	H30.9.2 10:00 開始	○		
仕上げ	金型仕上げ作業	H30.9.2 10:00 開始	○		
仕上げ	機械組立仕上げ作業	H30.9.2 10:00 開始	○		
電子機器組立て	電子機器組立て作業	H30.8.26 13:15 開始	○		
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	H30.9.2 10:00 開始	○		
建設機械整備	建設機械整備作業	H30.8.26 10:00 開始	○		H30.8.26 13:15 開始
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	H30.8.26 13:15 開始	○		

1. 2級（実技試験概要については、P10～P16 をご覧下さい。）

職種名	作業名	学科試験	実技試験		
			製作等作業試験 (旧作業試験)	判断等試験 (旧要素試験)	計画立案等作業試験 (旧ペーパーテスト)
家具製作	家具手加工作業	H30.8.26 13:15 開始	○		
家具製作	家具機械加工作業	H30.8.26 13:15 開始	○		
建具製作	木製建具手加工作業	H30.8.26 13:15 開始	○		
印刷	オフセット印刷作業	H30.8.26 13:15 開始	○		
陶磁器製造	絵付け作業	H30.9. 2 13:15 開始	○		
石材施工	石張り作業	H30.9. 2 10:00 開始	○		
とび	とび作業	H30.8.19 13:15 開始	○		
左官	左官作業	H30.8.26 13:15 開始	○		
築炉	築炉作業	H30.8.19 13:15 開始	○		
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	H30.9. 2 13:15 開始	○		
タイル張り	タイル張り作業	H30.9. 2 10:00 開始	○		
畳製作	畳製作作業	H30.8.26 13:15 開始	○		
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	H30.8.19 13:15 開始	○		
防水施工	アクリルゴム系塗膜防水工事作業	H30.8.19 13:15 開始	○		
防水施工	シーリング防水工事作業	H30.8.19 13:15 開始	○		
防水施工	FRP防水工事作業	H30.8.19 13:15 開始	○		
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	H30.8.26 10:00 開始	○		
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業	H30.8.26 10:00 開始	○		
内装仕上げ施工	鋼製下地工事作業	H30.8.26 10:00 開始	○		
内装仕上げ施工	ボード仕上げ工事作業	H30.8.26 10:00 開始	○		
内装仕上げ施工	化粧フィルム工事作業	H30.8.26 10:00 開始	○		
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	H30.9. 2 10:00 開始	○		
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	H30.8.19 10:00 開始	○		
貴金属装身具製作	貴金属装身具製作作業	H30.8.26 10:00 開始	○		
表装	壁装作業	H30.9. 2 10:00 開始	○		
塗装	建築塗装作業	H30.8.19 10:00 開始	○		
塗装	金属塗装作業	H30.8.19 10:00 開始	○		
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業	H30.8.26 13:15 開始	○		
写真	肖像写真デジタル作業	H30.8.29 10:00 開始	○		
フラワー装飾	フラワー装飾作業	H30.9. 2 13:15 開始	○		

単一等級（実技試験概要については、P16 をご覧下さい。）

職種名	作業名	学科試験	実技試験		
			製作等作業試験 (旧作業試験)	判断等試験 (旧要素試験)	計画立案等作業試験 (旧ペーパーテスト)
製麺	手延べ干し麺製造作業	H30.8.19 13:15 開始	○		
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカ－工事作業	H30.9. 2 13:15 開始	○		
塗料調色	調色作業	H30.9. 2 13:15 開始	○	○	

3 級（実技試験概要については、P16～P17 をご覧下さい。）

職種名	作業名	学科試験	実技試験		
			製作等作業試験 (旧作業試験)	判断等試験 (旧要素試験)	計画立案等作業試験 (旧ペーパーテスト)
園芸装飾	室内園芸装飾作業	H30.7.15 10:30 開始	○		
造園	造園工事作業	H30.7.15 13:15 開始	○	○	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	H30.7.15 13:15 開始	○	○	
機械加工	普通旋盤作業	H30.7.15 10:30 開始	○		
機械加工	数値制御旋盤作業	H30.7.15 10:30 開始	○		
機械加工	フライス盤作業	H30.7.15 10:30 開始	○		
機械加工	平面研削盤作業	H30.7.15 10:30 開始	○		
機械加工	マシニングセンタ作業	H30.7.15 10:30 開始	○		
工場板金	曲げ板金作業	H30.7.15 13:15 開始	○		
工場板金	打出し板金作業	H30.7.15 13:15 開始	○		
仕上げ	機械組立仕上げ作業	H30.7.15 13:15 開始	○		
機械検査	機械検査作業	H30.7.15 13:15 開始	○		
電子機器組立て	電子機器組立て作業	H30.7.15 10:30 開始	○		
建築大工	大工工事作業	H30.7.15 13:15 開始	○		
とび	とび作業	H30.7.15 10:30 開始	○		
左官	左官作業	H30.7.15 10:30 開始	○		
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	H30.7.15 10:30 開始	○		
化学分析	化学分析作業	H30.7.15 10:30 開始	○		
塗装	金属塗装作業	H30.7.15 13:15 開始	○		
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業	H30.7.15 10:30 開始	○		
フラワー装飾	フラワー装飾作業	H30.7.15 13:15 開始	○		

# 受 検 資 格

受検資格は、当該検定職種に関する実務経験が必要で、検定職種に関する学歴・職業訓練歴・指導員免許等により短縮されています。（実務経験年数を算出する場合は、卒業証書、修了証書、免許証、合格証書等の交付年月日を起算日とします。）

## 技能検定の受検に必要な実務経験年数

(単位：年)

受 検 対 象 者 (※1)	1 級		2 級		3 級	単一等級	特級
	2 級 合格後	3 級 合格後	3 級 合格後		(※6)		
実 務 経 験 の み ※以下の各欄に該当する者以外は全て実務経験のみでの資格判定となります。	7	2	4	2	0	0 ※8	3
専門高校（検定職種に関する学科）卒業又は専修学校 〔大学入学資格付与課程（検定職種に関する学科）に限る〕卒業(※2)	6	2	4	0	0	0	1
短大・高等専門学校・高校専攻科（検定職種に関する学科）又は 専修学校〔大学編入資格付与課程(検定職種に関する学科)に限る〕卒業(※2)	5	2	4	0	0	0	0
大学（検定職種に関する学科）卒業又は専修学校 〔大学院入学資格付与課程(検定職種に関する学科)に限る〕卒業(※2)	4	2	4	0	0	0	0
専修学校(※3)又は各種学校 (検定職種に関する学科)卒業 (厚生労働大臣が指定した者に限る。)	800時間以上	6	2	4	0	0 ※9	1
	1,600時間以上	5	2	4	0	0 ※9	1
	3,200時間以上	4	2	4	0	0 ※9	0
短期課程の普通職業訓練 (検定職種に関する訓練科)修了(※4)	700時間以上	6	2	4	0	0 ※6	1
普通課程の普通職業訓練 (検定職種に関する訓練科)修了(※4)	2,800時間未満	5	2	4	0	0	1
	2,800時間以上	4	2	4	0	0	0
専門課程の高度職業訓練(検定職種に関する訓練科)修了(※4)		3	1	2	0	0	0
応用課程の高度職業訓練(検定職種に関する訓練科)修了		1		0	0	0	0
長期課程又は短期課程の指導員訓練(検定職種に関する訓練科)修了		1	※5	0 ※5	0	0	0
職業訓練指導員免許(検定職種に関する免許職種)取得		1	—	—	—	0	0
長期養成課程の指導員訓練修了		0	—	—	—	0	0

※1：検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。

※2：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者は学校教育法に基づくそれぞれの者に準ずる。

※3：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※4：職業訓練法の一部を改正する法律（昭和35年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を終了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練（いずれも800時間以上のものに限る。）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※5：短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査（職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査）に合格しているものに限る。

※6：総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※7：3級技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者等も受検できる。

※8：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。

※9：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

注1：実技試験問題概要で **免許又は技能講習** **特別教育** マークのある作業については、資格証等を携帯していなければ受検できません。

注2：受検資格の実務経験年数については、申請受付最終日の平成30年4月17日を基準日としてご判断下さい。

注3：受検資格について不明な点は、長崎県職業能力開発協会までお問い合わせ下さい。

## 試験の免除資格

### 技能検定試験の免除一覧表

#### 1. 技能検定関係（同一検定職種に限る。）

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
特級	実技試験のみ合格	実技の全部	---	---	---	---	実技試験又は学科試験に合格した日から5年間（最終年にあつては年度終りまで）有効
	学科試験のみ合格	学科の全部	---	---	---	---	
1級	技能検定合格	---	学科の全部			---	選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る
	実技試験のみ合格	---	実技の全部			---	
	学科試験のみ合格	---	学科の全部			---	
2級	技能検定合格	---	---	学科の全部		---	選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る
	実技試験のみ合格	---	---	実技の全部		---	
	学科試験のみ合格	---	---	学科の全部		---	
3級	技能検定合格	---	---	---	学科の全部	---	選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る
	実技試験のみ合格	---	---	---	実技の全部	---	
	学科試験のみ合格	---	---	---	学科の全部	---	
単一等級	技能検定合格	---	---	---	---	学科の全部	選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る
	実技試験のみ合格	---	---	---	---	実技の全部	
	学科試験のみ合格	---	---	---	---	学科の全部	

#### 2. 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る。）

対象者			技能検定試験の免除の範囲					備考
			特級	1級	2級	3級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得			---	学科の全部			学科の全部	
応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後 実務経験年数	5年	---	学科の全部			学科の全部	
		2年	---	学科の全部			学科の全部	
専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後 実務経験年数	4年	---	学科の全部			学科の全部	
			1年	---	学科の全部			学科の全部
		---	---	学科の全部			---	
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年(2,800時間以上なら1年)の実務経験	---	---	学科の全部		学科の全部		
		---	---	学科の全部		---		
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース	---	学科の全部			---		
	2級技能士コース	---	学科の全部			---		
	単一等級技能士コース	---	---	---	---	学科の全部		
技能五輪全国大会における技能証			---	実技の全部		---		
技能五輪地方大会における技能証			---	---	実技の全部		---	※
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		---	---	実技の全部		---	※
	学科部門の技能証		---	---	学科の全部		---	※

※：有効期限を過ぎた技能証であっても有効（H16厚労告376附則第2項及び第3項）

#### 3. 他法令関係

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		---	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部			---	
建築士法による木造建築士試験に合格した者若しくは木造建築士の免許を受けた者		---	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部			---	
東京商工会議所が行う	1級の技能検定	---	和裁職種に係る実技試験の全部			---	
和裁の技能検定	2級の技能検定	---	---	和裁職種に係る実技試験の全部		---	

## 試験の通知

実技試験及び学科試験の実施については、試験日時・会場、その他注意事項等を記載した受検票で事前に通知します。

試験日には受検票を必ずご持参下さい。

## 結果発表

平成30年8月31日(金)【3級職種】、平成30年9月28日(金)に合格発表いたします。  
不合格の方には通知しませんのでご留意下さい。

### ◎技能検定合格の方

長崎県雇用労働政策課のホームページ (<http://www.pref.nagasaki.jp/section/koyo/>) で合格者の受検番号を掲示します。

長崎県職業能力開発協会では合格者の受検番号を掲示するとともに文書で通知いたします。

#### 合格者とは

- ①実技試験及び学科試験に合格された方
- ②実技試験が免除で、学科試験に合格された方
- ③学科試験が免除で、実技試験に合格された方
- ④実技試験及び学科試験の両方が免除の方

### ◎実技試験・学科試験の一部合格の方

実技試験又は学科試験の一方に合格された方には、「実技試験一部合格通知」又は「学科試験一部合格通知」をお送りします。

なお、この一部合格通知は今後技能検定を受検される場合、免除資格の証明になりますので、大切に保管して下さい。

## その他

- ・申請後に住所、氏名等が変更になった場合は必ず長崎県職業能力開発協会に連絡して下さい。変更の連絡がなく、長崎県職業能力開発協会からの通知等が届かない場合は責任を負いかねます。
- ・ご不明な点は、長崎県職業能力開発協会「職業能力検定課」にお問い合わせ下さい。